

第10 サービス見込量等確保のための方策

1 訪問系サービス

障害福祉サービスについての基本的な考え方に基づき、以下の視点に立って、必要な訪問系サービスを提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- 障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別にかかわらず提供するため、事業者の参入を促進し、引き続きサービス基盤の整備に努めていきます。
- 個々のニーズに応じた適切なサービス提供に向け、居宅介護事業所などを対象とした個別支援計画作成研修を引き続き実施してまいります。
- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図ってまいります。
- 地域で暮らす特に重度の障がいのある方を対象として、介護サービスの提供の方法の工夫による効率的な介護時間の延長について検討してまいります。

2 日中活動系サービス

障害福祉サービスについての基本的な考え方に基づき、以下の視点に立って、希望する障がい者に日中活動系サービスを提供できるようサービス基盤を整備するとともに、質の向上に努めます。

- 既存施設の新体系への移行や新規事業者の参入を促進するとともに、身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、引き続きサービス基盤の整備に努めてまいります。
- それぞれのニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するため、先駆的な取組の調査・研究をし、事業者への周知・働きかけを行ってまいります。

- 円滑なサービス提供を確保するため、事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図っていきます。

3 居住系サービス

障がいのある方の地域生活への移行を促進するため、以下の視点に立って、住まいの場となる居住系サービスの充実に努めます。

- 地域での居住の場となるグループホーム、ケアホーム等について、北海道、事業者と協働し、設置を推進していきます。
- 必要な施設整備については、国、北海道と調整し、引き続き実施していきます。

4 地域生活支援事業

障がいのある方の生活の安心を確保し、自立と社会参加の促進に向け、さまざまなニーズに対応したサービスを提供するため、以下の視点に立って、地域生活支援事業の充実に努めます。

- 地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、居住サポート事業など多彩なメニューを引き続き実施していきます。
- 相談支援事業を拡充し、地域における相談支援体制の整備を図るとともに、地域自立支援協議会を活用した地域のネットワークづくりを推進していきます。
- 個々のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供ができるように、事業のあり方について適宜検討していきます。